◎新潟県選挙管理委員会告示第10号

平成30年６月10日執行予定の新潟県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第３項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日について次のとおり定めた。

平成30年５月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　長津　光三郎

１　被登録資格決定基準日　平成30年５月23日

（ただし、年齢については、平成30年６月10日とする。）